

地方交付税の適正な算定及び地方自治の尊重を求める意見書

第 183 回国会に上程されていた、通常収支分の地方交付税を前年度比 2.2%減とする内容が盛り込まれた平成 25 年度予算が平成 25 年 5 月 16 日に成立した。この予算では、国が政策目的を達成するために、地方固有の財源である地方交付税を一方的に削減しており、地方の財政自主権を侵害し、地方自治の根幹に関わる問題となっている。

今般の地方交付税の削減は、国が地方公務員の給与削減を要請したことを前提としたものとされている。しかしながら、これまでも本市においては、自主的かつ独自の行財政改革により職員数および人件費の抑制を行い、最小限の歳出でより効率的な行政サービスに努めてきたところである。

このたびの地方交付税の削減による更なる人件費削減は、地方公共団体の自主性を損なうことになり、地方自治の本旨を鑑みれば適正であるとは言えない。

また、デフレ脱却を目指す中、さらに地方公務員の人件費削減を全国的に進めれば、地方経済の消費動向や中小・地場産業で働く労働者の所得向上とは逆の影響を与え、地方のみならず、全国的にも景気回復の足枷となる危険性を包含している。

可児市議会では、地方自治の実現と地方公共団体の独立性を強化することが本来あるべき姿であると考え、国に対し下記事項について強く要望する。

記

- 1 地方交付税の算定に当たっては、国の政策に基づく一方的な削減を行うことなく、地方交付税法の趣旨にのっとり、自治体の財源需要に見合った適切かつ客観的な算定に努めること。
- 2 地方公務員の給与は地方公務員法により、個々の自治体が条例に基づき自主的に決定するものであることから、その自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 4 日

岐阜県可児市議会

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	平田	健二	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	新藤	義孝	様
財務大臣	麻生	太郎	様
内閣官房長官	菅	義偉	様